

## 小野寺 宗一郎 議員



### 問 都市計画法に基づく市街化調整区域に対する区域指定制度について

答 令和3年度に対象区域における現地調査を実施し、指定対象集落エリアを設定いたします

市街化調整区域における集落内において、住宅や日常生活で利用する小規模店舗の増加が重要であると考えが。

問 区域指定とはどんな制度なのか。

都市建設課長 市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持・保全を目的に、出身要件を問うことなく誰でも住宅や小規模な店舗、アパートなどの立地を許可の対象とするものです。

問 区域指定場所の特定、面積等はどのように選択するのか。

都市建設課長 定住希望に応

え、定住人口の増加につながるよう町内全域の市街化調整区域を対象とし、県に申請する前に指定集落案について説明会等を開く予定です。

問 農地の開発（転用）は容易になるのか。

都市建設課長 原則、農用地区域、甲種農地及び一種農地など優良農地は除外となりますが、それ以外の農地については指定区域内に含まれる可能性もあります。

問 空き家を宅地と農地、山林等を含めて分譲住宅地とすることは可能になるのか。

都市建設課長 住宅や店舗兼

用の住宅、アパート・寮などが建築できることとなるほか、空き家を購入した方が改築できるようになったり、区域内の土地については分譲できるようになります。

問 定住者を促進するための買い物環境等、ハード面での施策は。

町長 道の駅の後背地を令和2年度に取得させていただきましたので、今後は道の駅で買い物ができるよう利便性の向上に努めていくとともに、道の駅の整備も町独自の開発ではなくて、民間の事業とノウハウを共有して連携して進めてまいりたい。

